

**鳥取県告示第459号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定に基づき、大山山麓地区土地改良区連合の定款の変更を平成24年6月20日認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により告示する。

平成24年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治